

令和5年度所沢市台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託 質問への回答

No.	該当項目	質問内容	回答
1	実施要項／6企画提案書等の提出／(3)-11類似事業の実績を証する書類の写し	外国企業から出資を受けて設立した日本法人(外国企業の子会社)が応募する場合、契約はその外国企業が締結しているが日本法人も業務の一部を担った業務実績を添付して差し支えないか。	応募する日本法人が当該業務の一部を担っている場合には、添付して差し支えない。ただし、会社概要に外国企業と日本法人との関係性がわかるように記載するとともに、添付する業務実績には外国企業と日本法人の両者により実施した業務であることを明記すること。
2	実施要項／2応募資格	台湾現地法人の単独応札は可能でしょうか？可能な場合、市税の証明は台湾側の証明書をご提出すればよろしいでしょうか？	「2応募資格」の要件を満たす場合は、台湾現地法人の単独応札でも差し支えない。市税の証明は・本社(本店)又は支店等が所沢市内にある場合のみ添付すること。
3	実施要項／業務全般	「具体的なイメージ」「適切な予算配分」「他に業務目的に則った効果的な業務の提案」について、より効果的な提案内容を検討するために、過去出展した際の実施結果や実施風景について、貴市において可能な範囲で情報公開いただけないでしょうか？	質問および回答の公表(別添1)のとおり。
4			
5			
6			
7			